

セーフティネット等融資メニュー

新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰、令和6年能登半島地震等）により経営に影響を受けている中小企業者のみなさまを支援するための融資制度を実施していますので、ご利用ください。

【金融機関の伴走支援を受けながら、経営改善等に取り組む場合】⇒ 国の保証料補助が受けられます。

資金名称	利用資格の概要	融資限度額
<p>新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金</p> <p>利用資格①、②は市町村認定要</p> <p>国の保証制度にあわせ、令和6年6月30日受付分までで取り扱いを終了予定</p>	<p>大阪府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰、令和6年能登半島地震等）により経営に影響を受けている中小企業者で、以下の①～④のいずれかに該当する方 申込みにあたっては、自社の現況・課題と課題を克服するための取組事項を記載した経営行動計画書（様式指定）を作成・添付いただくことが必要です。</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として、市町村長の認定を受けられた方（※1） ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として、市町村長の認定を受けられた方 ③次のいずれかに該当する方 （イ）最近1カ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少（イについては、売上高減少要件確認書が必要） （ロ） （a）最近1カ月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少 （b）最近1カ月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 （c）直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少（a～cについては、売上高総利益率減少要件確認書が必要） （d）最近1カ月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 （e）最近1カ月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 （f）直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少（d～fについては、売上高営業利益率減少要件確認書が必要） ④令和6年能登半島地震による激甚災害に係る罹災証明書の交付を受けられた方</p>	1億円

【2024（令和6）年4月現在】

利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
年1.2%	10年以内（60ヵ月以内）（※2）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	<p>利用資格①・②・④ 年0.2%（実質）（※3）</p> <p>利用資格③ 年0.2～1.15%（実質）（※3）</p> <p>いずれも経営者保証免除対応適用の場合は0.2%上乗せします。</p>	取扱金融機関	<p>（※1） 新型コロナウイルス感染症により認定を取得された方は資金使途を借換資金に限ります。</p> <p>（※2） 本融資の返済は、毎月元金均等返済となりますが、融資期間が1年以内の場合は、一括返済も可能です。</p> <p>（※3） 利用資格①・②・④の方： 本来の保証料は年0.85%（経営者保証免除対応を受ける場合は年1.05%）ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.2%となります。 利用資格③の方： 本来の保証料は、責任共有対象の場合は0.45～1.9%（経営者保証免除対応を受ける場合は、0.65～2.1%）、責任共有対象外の場合は、0.5～2.2%（経営者保証免除対応を受ける場合は、0.7～2.4%）ですが、国からの保証料の一部補助により、利用者負担は、年0.2～1.15%となります。</p> <p>※特定非営利活動法人の申込みが可能です。</p>

【事業再生計画に基づき再生支援に取り組む場合】⇒ 資金繰りのサポート・国の保証料補助が受けられます。

<p>新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金</p>	<p>大阪府内において事業を営んでおり、以下の①から⑫に掲げるいずれかの計画（※1）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センター含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調査（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>	2億円 うち、原則無担保8,000万円（※2）
-------------------------------	--	----------------------------

年1.2%	15年以内（60ヵ月以内）（※2）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	<p>①責任共有対象保証 年0.2%（実質）（※3）</p> <p>②責任共有対象外保証 年0.2%（実質）（※3）</p> <p>いずれも経営者保証免除対応適用の場合は0.2%上乗せします。</p>	取扱金融機関	<p>（※1） 当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限りします。</p> <p>（※2） 一般保証枠とは別に2億円（うち原則無担保8,000万円）の限度額となります。</p> <p>（※3） ①本来の保証料は年0.8%（経営者保証免除対応を受ける場合は年1.0%）ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.2%となります。 ②本来の保証料は年1.0%（経営者保証免除対応を受ける場合は年1.2%）ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.2%となります。</p> <p>※特定非営利活動法人については、利用できません。</p>
-------	-------------------	-------------------------------------	--	--------	--

<p>災害影響・を経済情勢悪化する化方等の</p> <p>経営安定サポート資金</p> <p>市町村認定要</p>	<p>大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方。</p> <p>①6ヵ月以上の業歴を有し、国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方。 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方。 ③突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。 ④突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。 ⑤中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定要件（下記いずれか）を満たす方。 （イ）国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3カ月の売上高等が前年同様の売上高等に比して5%以上減少している方。 （ロ）国が指定する業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない方。 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。</p>	2億円 うち、無担保8,000万円
---	--	----------------------

金融機関所定	10年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定	取扱金融機関	<p>※利用資格①については、次の条件があります。 ・資金用途は運転資金のみ</p> <p>※利用資格⑤については、原則無担保8,000万円となります。</p> <p>※特定非営利活動法人の申込みが可能です。</p>
--------	---------------	-------------------------------------	--------	--------	--

セーフティネット保証に係る認定について

大阪府の新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金（利用資格③④を除く）、経営安定サポート資金をご利用いただく場合、市町村長の認定書が必要となります。認定書は、各市町村のHP等で様式をダウンロードのうえ必要書類を添付し各市町村担当窓口へ提出してください。

【認定要件】

① セーフティネット4号認定（法第2条第5項第4号）	最近1カ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方
② セーフティネット5号認定（法第2条第5項第5号）	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近3カ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方 国が指定する業種に属する事業を営んでおり、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方

* 業歴が1年1ヵ月未満でも、3ヵ月以上継続して事業を営んでいる場合、一定の要件を満たせば対象となります。
* 売上高等の比較対象となる前年同月が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、比較の対象月が変わります（市町村にご確認ください。）

市町村独自の新型コロナウイルス感染症等関連支援制度

市町村	支援制度	担当課	連絡先
茨木市	信用保証料補助制度 利子補給制度	商工労政課	072-620-1620
豊中市	信用保証料助成制度	産業振興課	06-6858-2189
枚方市	信用保証料補給金	商工振興課	072-841-1325
忠岡町	新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給制度	商工振興課	0725-22-1122

市町村独自の支援制度もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。